

1 1月定例総会議事録

- 1 日 時 令和元年11月29日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 塩原令子
酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 赤羽 功 荒川浩一
長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄 神戸 博 橋戸 勝
三溝静夫 山崎憲一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 米窪局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号15番の三村委員と16番の小池委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区 全3件 承認</u>	<u>洗馬地区 全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区 全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘高出〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘堅石〇〇〇番の畑、面積528㎡外3筆合計面積2,616㎡を広丘高出〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作については〇〇〇が耕作することになっています。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番同じく広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積946㎡、外1筆合計面積1,332㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は売却予定となっております。地区としては可といたしました。総会のご

意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番同じく広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積1420㎡を広丘吉田〇〇〇番地にある〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。2番案件の隣の田でございませう。後作は、売却予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 松本市〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積717㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。今後は売却予定ということで確認しました。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇番の畑、面積688㎡外2筆、合計面積1,930㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 東京都中央区〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積700㎡を洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は未定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積1,759㎡を洗馬〇〇〇番地にある〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作予定となります。地区としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘野村〇〇〇番の畑、面積1,488㎡外6筆合計面積3,559㎡を、広丘吉田〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します下西条〇〇〇番の田、面積1,645㎡外2筆合計面積3,706㎡を下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の畑、面積1,779㎡外1筆合計面積2,119㎡を洗馬〇〇〇番地にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会として

は可といたしました。総会のご意見を申し上げます。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u> <u>全1件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 委員に対象者がおりますので、小澤委員は退席をお願いいたします。1番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 柿沢〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇番の畑、面積2,014㎡のうち95.18㎡を、松本市〇〇〇にある〇〇〇さんが賃貸権を設定し、鉄塔建設工事用地として令和2年3月9日まで一時転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地であり、原則として許可できませんが、一時転用であり、周辺農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見を申し上げます。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・小池委員 大門〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する大門〇〇〇番の畑、面積2,314㎡のうち1,122㎡を、大門〇〇〇番地にある〇〇〇が使用賃借権を設定し、会社従業員駐車場用地として農地転用するものです。この案件は、追認申請です。平成28年2月10日付けで農振除外の許可を受けましたが、それですべての手続きが済んだと思い農地転用の手続きをしないで、駐車場へ転用してしまったものです。現在も、従業員駐車場として使用しており、撤去は困難と思われまます。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、第3種農地であり、〇〇〇及び〇〇〇からそれぞれ500m以内にあり、かつ、上下水道が通っている市道に接続しているため、農地転用の許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見を申し上げます。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 木曾郡王滝村〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さん及び安曇野市豊科〇〇〇番地

にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇番の畑、面積341㎡を、松本市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんに所有権移転し住宅用地として農地転用するものです。この土地は、都市計画区域外です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用は認められませんが、集落に接続しており、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、農地転用の許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・橋戸委員 王滝のおおの字が違っています。大でなく王様の王です。
- ・塩原議長 他に意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

塩尻地区	全1件 承認	片丘地区	全1件 承認
広丘・高出・吉田地区	全1件 承認	洗馬地区	全1件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	全1件 承認

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 5件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による届け出について

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全2件 承認	洗馬地区	
宗賀・檜川地区		北小野地区	

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 2件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

塩尻地区		片丘地区	
広丘・高出・吉田地区	全3件 承認	洗馬地区	全2件 承認
宗賀・檜川地区		北小野地区	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積1,420㎡を保有合理化促進事業の自作地売買ということで〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。

- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。2番同じく広丘地区でお願いします。
- ・ 古田委員 広丘吉田〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇番の田、面積946㎡外1筆合計面積1,332㎡を保有合理化促進事業の自作地売買ということで〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。3番同じく広丘地区でお願いします。
- ・ 長尾委員 広丘高出〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘高出〇〇〇番の畑、面積2,373㎡を保有合理化促進事業の自作地売買ということで県農業開発公社に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原会長 本件は承認されました。4番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 三溝委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の田、面積4,550㎡外1筆合計面積4,695㎡を保有合理化促進事業の自作地売買ということで〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原会長 本件は承認されました。5番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 伊藤委員 洗馬〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇番の田、面積1,693㎡を保有合理化促進事業の自作地売買ということで〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原会長 本件は承認されました。

⑦ 議案第7号 農地利用集積計画について

塩尻地区 全4件 承認 片丘地区 全9件 承認

広丘・高出・吉田地区	全15件 承認	洗馬地区	全3件 承認
宗賀・檜川地区	全4件 承認	北小野地区	全2件 承認

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・百瀬委員 塩尻地区新規面積 5,631 m² 3 筆、再設定面積 8,402 m² 7 筆。合計面積 14,033 m² 10 筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区新規面積 0 です。再設定面積 30,792 m² 21 筆。合計面積 30,792 m² 21 筆、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区新規面積筆数 29,824 m² の筆数 17、再設定面積 17,411 m² 10 筆。合計面積筆数 47,235 m² の 27 筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区新規面積 1,759 m² 筆数 1、再設定面積 9,136 m² 筆数 2 です、合計面積筆数 10,895 m² 筆数 3 です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・山崎委員 宗賀地区新規面積筆数 0、再設定面積 6,602 m² 筆数 7、合計面積筆数 6,602 m² 7 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・神戸委員 北小野地区新規面積筆数 0、再設定面積 2,270 m² 筆数は 3 です、合計面積筆数 2,270 m² 3 筆、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 新規総合計 37,214 m² 筆数 21、再設定面積 74,613 m² 筆数 50。総合計 111,827 m² 筆数 71 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局宮原 (5 件 8 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑧ 塩尻市農業経営改善計画認定（認定農業者）について（農政課 上條主事）

塩尻地区	全4件 承認	片丘地区	全(16-1件) 承認
広丘・高出・吉田地区	全7件 承認	洗馬地区	全9件 承認
宗賀・檜川地区	全1件 承認	北小野地区	

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・上條主事 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・三村委員 3 番の〇〇〇さん年齢が 66 歳になっておりますが、67 歳です。どうして、この話をするかということ、今回の案件で地区には、地区で審査するように、事前に資料が回っているわけですがけれども、非常に精査がされていないという状態で、今回の案件が上がってきているところが見えるものですから、あえて訂正をさせていただいたということです。それと、受付をすると時に、前回、前々回の時に

洗馬の三溝委員さんからご指摘があったのですが、もう少し内容を担当者がしっかり確認をして、きちんとした書類としてまず受理をする。その上で審査をすることが必要だけれどもが、それがなされていないような気がする。それと次に、委員に何を求めているかということですが、認定農業者の認定の基準、実際の担当者は、分かっているかもしれないが、委員の中でどういうふうに審査をしているのか分からない部分がある。今の認定基準は国の方で簡素化されて、所得だけの基準でみなさいということになっていると思う。全体の中を見ていった時に、高齢の方や、面積の少ない方がいる。過去には、水田添削の関係で認定農業者にならないと何をならないということ認定をしてきた件があるとおもうが、今の塩尻市の認定基準からみて、この人たちが妥当かどうかということ判断をしているか疑問である。

- ・ 上條主事 農業従事者一人あたりで所得が 500 万程度、中山間地域で 350 万程度という認定基準がある。設定基準として基準はあるが、目標を設定して達成できていない方もおりますが、お話ししていく中で徐々に増やしていきたいという傾向があるようであれば認定農業者の申請受付をしているところでございます。設定基準値は設けてはいるがかなりハードルは高いというようになっているように思います。高齢な方もそういったことを考慮しながら受付をしております。
- ・ 竹淵委員 収入じゃなくて、所得で 500 万ですか？
- ・ 上條主事 所得で 500 万です。
- ・ 伊藤委員 この家の所得じゃないの、この人たち、一人で仕事している訳ではないよね。
- ・ 上條主事 目標としては、一人当たり 500 万という農業所得ということです。
- ・ 古田委員 そば 2 反歩、水稻で 3 反歩であるがどう考えたって無理じゃないですか。前回の新規就農者でハウス 2 反歩やるということでその時点で無理ですからやめてくださいということで、断られて、受付で断られたことがあるということ聞いています。だから、基準をはっきりしてもらいたい。もっと下げるなら下げればいいことだし。あまりにも、曖昧すぎる。
- ・ 上條主事 承知しました。
- ・ 古田委員 どうするだい。
- ・ 上條主事 農政課の中で検討させていただきたいと思います。基準が曖昧な部分があります。
- ・ 竹淵委員 再認定で認定にならなかったという前例はあるのですか？
- ・ 上條主事 私の聞いている中ではありません。ただ、新規の方は、何人かいらっしゃるみたいです。再認定の方で認定にならなかったことはありません。
- ・ 荒川委員 再認定で 70 歳等で高齢になってきているが、5 年後に目標を設定する訳だけれども。拡大していくということは、非常に難しいことで、維持管理していくだけでも大変であるが、そういう人たちは、再認定は難しくなっていく訳ですか？
- ・ 上條主事 その部分が非常に難しいところで、基本的には所得で 500 万を目標としているのがあるので、現状維持とかっていうのは、正直に再認定にふさわしいかというふさわしくないという判断となるのですが、何人かの方で高齢ということが

あって、現状維持が精一杯だけでも、認定農業者として申請してもらえないかという形で窓口に来られた方がいるのでそういう方に関しては、過去に、認定受けている方なので、今回申請受付ということになっております。今回、58名の方が再認定の方ですが、受付35名で23名の方が提出がなかったりとかで、電話でもう認定農業者でやっていくのが難しいので5名ほど申請を出さないという方もいらっしゃいました。

- ・塩原会長 新規認定については、振るいにかけて落とす。再認定に関しては、書類を出せば通るという基準が、おかしいと思うが、農政課の方で見直すような考えはございますか？
- ・上條主事 見直す方向性としては、所得が500万を達成していないようであれば、こちらからどうかということ、お聞きするしかないかなと思っております。一番は、農業所得が基準ということになっておりますので、500万が高いようであれば、金額を低くするとか考えていきたいと思えます。
- ・荒川委員 75歳の方もいるが、この方は、5年後に、高い目標を設定しなくてはいけないということなので、こうができるのかどうかということになる。今の状況を維持していただいても十分ではないかと思う。そじゃなきゃ、借りてやっている人が、解約していく状況がどんどんなっていくってしますような気がする。再認定をもって、高い目標がなければ、認定しないということでは困る。現状維持でも十分だと思う。
- ・古田委員 農家の仲間を増やそうと思って、定年退職の人達に、農業始めてくれないかと話をしている。そういう人達こそ、新規就農者で5年後は、もっと伸びるかもしれないのに、受付でもってそういう人達が、この経営規模ではだめですよということになると、非常に困るような気がする。受付で、切り捨ててしまうのは考えものである。参考意見ということで確認しておいてください。
- ・塩原会長 所得の500万は、ものすごい高いと思う。収入が500万ならまだ分かる。まだ、定年退職者でも達成できるかもしれない。なので、基準をしっかりともらいたい。今後、片丘なにか意見ないかい。
- ・竹淵委員 27番は、よく知っている人で、2・3年前までは、結構、加工トマトやて広くやっていた。今だと、杖ついて、息子さんの方へと書いてあるので、息子もいい年ですね。
- ・赤羽委員 兼業の人もいいようになっているので、兼業じゃいけないという解釈をした可能性があると思う。就農日数的にみると、息子さんが殆どやっているという感じになっている。
- ・平林委員 新規で息子さんが入れないので、お父さんの名前で再認定を出したと思われる。
- ・上條主事 その通りだと思います。
- ・赤羽委員 基準を市でしっかりともらわないと、いけないと思えます。
- ・三村委員 500万という基準で、やった時に、ここにいる人達でも落ちる人がいると思われる。ただ、それはあくまでも将来目標であって、地域の中心経営体としてしっかり位置づけされる人については、所得の基準を満たさなくても、今までもそう

ですし、認めてきたと思います。委員会の中でも、実際審査している所もその部分だと思われる。将来に向かってやろうとする人と、それから地域で自分の農地も含めてですけれども荒廃農地にならないように守っていくという人達については、認定しても差し支えないと思える。農業委員の立場として。そういうふうには位置づけられれば良いと思う。なので、後は、基準をはっきりしてもらいたい。実際にはあるんでしょうけれども、公にちゃんと出してもらうということが必要である。外の市町村見ても、ホームページとかに認定農業者の基準を出しているところもあるので、塩尻市はその基準が出ていないので、出してもらいたい。申請するとき、ハードルが高いと思われるが、それが一つの基準でいいと思われる。今回も出してもらった中で、私どもが、どういうものをこの中で審査をして認めていくのかということ、農政課としても我々に分かるように示してもらいたいと思います。今回の案件については、お任せします。

- ・塩原会長　　こういうものは、どんどん上にいくので、そこで審査するのに、農業委員会で何やってるだつてことにならないようにしなければいけないと思います。そのような案件が今回入っているの、どこかである程度落として決めていかないといけない。早急に基準を作って思いたい。今日のことについては、再認定の人は、いつまでに認定すればいい。
- ・三村委員　　今回の案件の中で、地域の実情は分かりませんが、年齢的にみても市の基準を満たすとは思いませんので、息子さんの名前で、再度提出していただくという形をとったらどうでしょうか。
- ・塩原会長　　いい意見だと思います。本来ならば、一件ずつ審査していかなくてはならないものだと思いますが、いつも一括してやっちゃっているの、こういうことになってしまうと思う。27番については、よろしいでしょうか？
- ・上條主事　　農政課の方で、息子さんの名前で出していただくとか、調整させて頂きたいと思います。
- ・二木代理　　26番も、面積的に、金額的には、59歳兼業農家ということで、5年後は、がんばっていただければいいかと思っておりますので、27番については、農政課へ返して対応してもらおうということで、よろしくお祈いします。
- ・塩原会長　　今の意見を鑑みて、27番を除いた残りの新規認定・再認定について、承認していただける方の採決をとりますので、挙手をお願いします。
- ・農業委員　　(大多数の委員挙手)
- ・塩原議長　　大多数の挙手がありましたので、27番以外は、承認ということにします。

- ・塩原議長　　以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

- ①松本農業改良普及センター（北澤氏欠席のため藤原氏説明）
- ②台風19号等災害義援金の募集について（溝口局長）
- ③そば収穫祭について（溝口局長）
- ④農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について（溝口局長）

⑤その他（溝口局長）

- ・農業委員等の綱紀粛正
- ・農業委員活性化推進研修会（2/19）

（5）閉 会 二木会長代理

午後3時58分終了